

令和 6 年 8 月 6 日（火）午前 10 時
久留米市城島総合文化センター研修室 2

令和 6 年度第 1 回久留米市城島生涯学習センター運営委員会 次第

1. 開会

久留米市城島生涯学習センター運営委員会委員長あいさつ
文化スポーツ課長あいさつ

2. 新任委員紹介

3. 議題

- (1) 令和 5 年度久留米市城島生涯学習センター事業報告
- (2) 令和 5 年度久留米市城島総合文化センター事業報告
- (3) 令和 6 年度久留米市城島生涯学習センター事業計画
- (4) 令和 6 年度久留米市城島総合文化センター事業計画

4. その他

5. 閉会

久留米市城島生涯学習センター運営委員会委員名簿

区 分	氏 名(敬称略)	所 属	任 期
(1)センターの利用者	おの 小野 さとえ 里江	城島町保育園連盟	令和5年7月1日から 令和7年6月30日まで
	しげまつ 重松 ゆきと 幸登	久留米南部商工会	
	さとう 佐藤 あいこ 愛子	福岡大城農業協同組合	
(2)社会教育の関係者	さかい 境 ふみこ 二三子	城島文化協会	
	しぎょう 執行 ようこ 洋子	城島文化協会	
	たていし 立石 みつき 光記	三潞文化協会	
	のと 納戸 まどか 圓子	城島町老人クラブ 連合会	
	うちだ 内田 あきこ 明子	久留米市城島町 P T A連絡会	
(3)学校教育の関係者	くにとも 國友 けん 謙	城島小中学校長会	令和6年7月1日から 令和7年6月30日まで
	よしざき 吉崎 りゅういち 隆一	城島地域幼稚園	令和5年7月1日から 令和7年6月30日まで
(4)学識経験者	いけぐち 池口 たかし 隆	城島地域校区 まちづくり連絡会議	
	ほりた 堀田 こうたろう 洸太朗	久留米市議会議員	

令和5年度 久留米市城島生涯学習センター事業報告

事業名	趣 旨	実施内容
社会教育団体・サークルの育成	社会教育関係団体が自主的に活動の向上を図り活動の場を拡大するため、社会教育団体の活動を支援していく。活発な活動を通して地域・社会活動を担う人材の育成と地域指導者づくりを進めていく。	○文化協会事業の事業サポート ＜サークル化支援＞ ○水彩色鉛筆画講座(サークル化支援) (18名参加/18名応募/16名定員) ○パッチワークキルト講座(サークル化支援) (15名参加/15名応募/10名定員)
趣味・健康・教養講座	幅広い年代の方に生涯学習センターの利用機会をつくり、学校や職場以外での学びを支援し、地域・社会活動に活かしていただく。	○グラスアート講座 (15名参加/16名応募/15名定員) ○親子学び講座LED工作教室 (18組参加/30組応募/20組定員) ○手回しろくろで陶芸体験講座 (19名参加/27名応募/20名定員) ○免疫と乳酸菌講座 (14名参加/14名応募/20名定員) ○スマホステップアップ講座 (16名参加/17名応募/20名定員)

令和５年度 久留米市城島生涯学習センター主催事業報告

『社会教育団体・サークル育成講座』

日程	講座名	目標	講師	場所	定員	参加人数	申込者	保護者	託児
4月（総会） 11月（文化祭） ほか	城島文化協会事業支援	総会（4月）・文化祭（11月）・視察などの支援により、城島地域文化事業の活性化を目指す							
	サークル支援	生涯学習センターで立ち上げを支援したサークルについての、施設使用料の減免（登録翌年度末まで）・広報協力・運営相談などにより、活動継続の支援を行う							
5月30日 6月13日 6月27日 7月15日	①水彩色鉛筆画講座	4回の講座で色鉛筆のタッチで描き、水を使って水彩画に仕上げる水彩色鉛筆画を基本から学ぶ。継続して学び、静物画、風景画などの作品に仕上げることを目指しサークル結成を目指す。	ＬＬアドバイザー 宇美 拓哉氏	研修室２	16名	18名	18名	—	無
10月24日 10月31日 11月7日 11月21日	②パッチワークキルト講座	基本の縫い方を学び、ポーチ作りをする。さらなるレベルアップのためのサークル結成を目指す。	ＬＬアドバイザー 斎藤 八穂子氏	研修室２	10名	15名	15名	—	無

『趣味・健康・教養講座』

日程	講座名	目標	講師	場所	定員	参加人数	申込者	保護者	託児
6月30日	③ガラスアート体験講座	安全に手軽にスタンドグラス風に仕上げるガラスアートの手法でティッシュボックス作りを体験する。日常的に使用して楽しむ。	ＬＬアドバイザー 下川 恵子氏	研修室2	15名	15名	16名	—	無
夏休み 7月30日	④親子学び講座 LED工作教室	地球温暖化の問題やその解決策、太陽光発電、LEDの光る仕組み、省エネなどについて親子で共に学び、ものづくりを楽しむことを目的として、夏休みの小学生と保護者を対象に、LEDライト工作を行う。	パナソニック㈱ エレクトリックワークス社 CSセンター 財木 昭収氏	イベントホール	20組	18組	30組	○	無
9月23日	⑤手回しろくろで陶芸体験講座	手回しろくろを使って本格的な器づくりを体験する。焼き上がった作品を日常生活で使って楽しむ。	陶芸教室やわら木 後藤 和正氏	イベントホール	20名	19名	27名	○	無
12月7日	⑥免疫と乳酸菌講座	いろいろな乳酸菌の種類や特徴について、免疫の仕組みや免疫細胞について、腸内環境や乳酸菌と免疫のかかりについてなどを学び、健康維持に役立てる。	久留米ヤクルト販売㈱ CS推進室 入嶋 京美氏	研修室２	20名	14名	14名	—	無
2月8日	⑦スマホステップアップ講座	スマホを使って役に立つアプリを活用し、より楽しくより豊かに生活を楽しむ方法を学習する。また、犯罪に巻き込まれないための対策や注意事項についても学ぶ。	ソフトバンク株 営業第二本部 営業推進統括部 スマホ推進課 内田 英子氏	研修室2	20名	16名	17名	—	無

①水彩色鉛筆画講座

日時:令和5年5月30日(火)～

令和5年7月15日(土)

全4回

場所:城島総合文化センター

研修室2



②パッチワークキルト講座

日時:令和5年10月24日(火)～

令和5年11月21日(火)

全4回

場所:城島総合文化センター

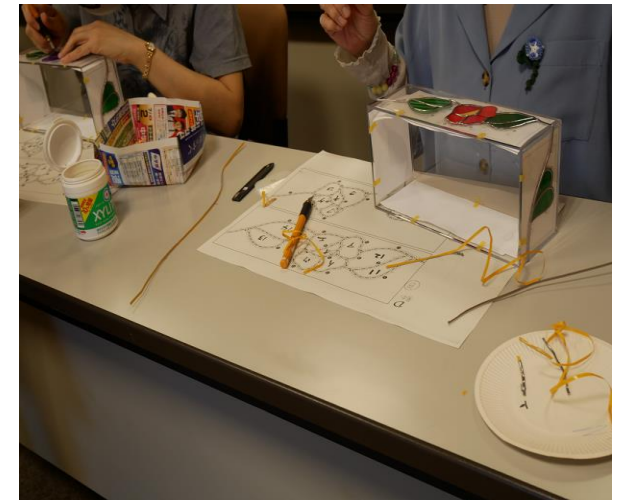
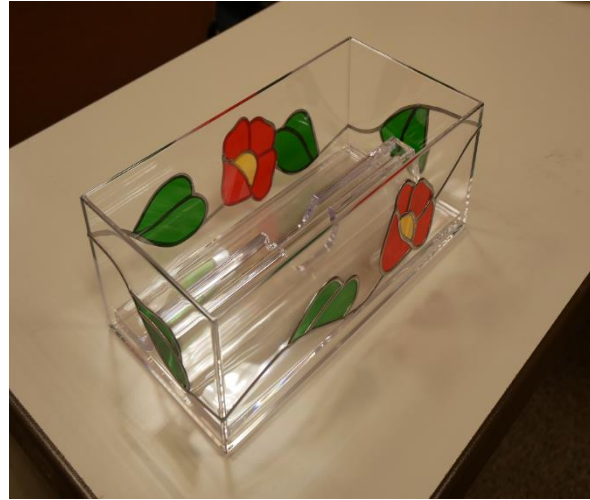
研修室2



③グラスアート体験講座

日時:令和5年6月30日(金)

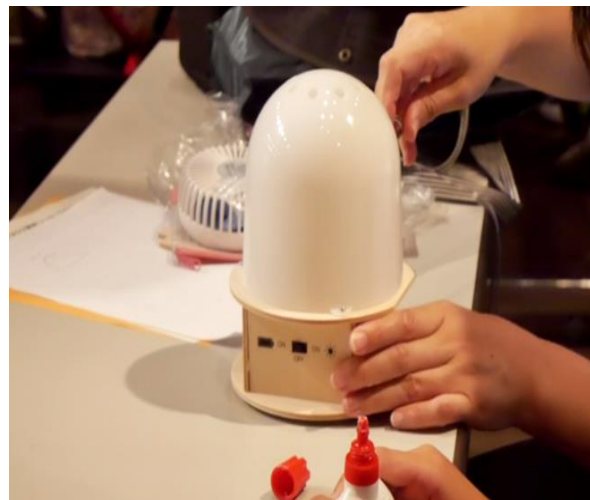
場所:城島総合文化センター
研修室2



④親子学び講座 LED工作教室

日時:令和5年7月30日(日)

場所:城島総合文化センター
イベントホール



⑤手回しろくろで 陶芸体験講座

日時:令和5年9月23日(土)

場所:城島総合文化センター
イベントホール



⑥免疫と乳酸菌講座

日時:令和5年12月7日(木)

場所:城島総合文化センター
研修室2



⑦スマホステップアップ講座

日時:令和6年2月8日(木)

場所:城島総合文化センター
研修室2



令和５年度 城島総合文化センター事業報告

事業の目的	城島総合文化センターの特性を活かした事業を実施し、市民の文化芸術を振興することを目的とする。
-------	--

	期 日	事業名（内容）	会 場	入場者数	備 考
①	5月21日（日）	《市民との協働事業》 第４０回ふるさとを唄おう 「筑後酒造り唄・そろばん踊り唄コンクール」	三潯生涯学習センター	入場者490名 (出場・関係者125名含む)	今年度はインガットホールの空調改修工事中だったため、三潯生涯学習センターでの開催
②	8月27日（日）	《支援事業》 若手芸術家育成事業 J-FES 第１０回城島音楽祭 久留米近郊のアマチュア音楽団体によるフェスティバル	インガットホール	入場者700名 (出場・関係者230名含む)	
③	9月16日（土）	《ロビーコンサート》 ロビーコンサート「絵本とオカリナの音楽祭」	インガットホールロビー	160名	出演：「Shana」 原 麻由子（オカリナ） 原 健太郎（ギター）
④	10月17日（火） ～10月20日（金）	《アウトリーチ事業》 【小学５年生対象】 アーティスト（新居由佳梨）によるピアノ授業 久留米市西部地域小学校５校（８回）	（小学校） 城島、江上、青木、 三潯、安武	参加者226名 (児童214名・教師10名・オンライン参加児童2名)	公共ホール音楽活性化支援事業
⑤	10月22日（日）	《鑑賞事業》 新居由佳梨ピアノリサイタル	インガットホール	150名	
⑥	11月18日（土）	《支援事業》 こどもオペラ「３匹のこぶた」	インガットホール	340名	第３１回ふくおか県民文化祭
⑦	12月3日（日）	《支援事業》 こどもフェスティバル 創作劇「フィルタンス」	インガットホール	360名	
⑧	1月14日（日）	《ホール連携事業》 キッズプログラム２０２３「こどものあそびば」	イベントホール	25名	主催：久留米シティプラザ
⑨	1月21日（日）	《鑑賞事業》 九州交響楽団弦楽四重奏 in インガットホール 九州交響楽団 i n インガットホール	インガットホール	279名	
⑩	1月15日（月） 1月29日（月） 1月31日（水）	《アウトリーチ事業》【小学４年生対象】 民謡にトライ（筑後酒造り唄保存会による民謡指導） 城島・三潯地域小学校５校	（小学校） 城島、江上、青木、 西牟田、犬塚 ※三潯（中止）	参加者213名 (児童202名・教師10名・オンライン参加児童1名)	講師 筑後酒造り唄保存会 ・久留米そろばん踊り保存会
⑪	3月23日（土）	《アウトリーチ事業》【校区対象】 出張音楽タイム（青木校区） 校区コミュニティセンターでのコンサート	青木校区	110名	出演：「石原 顕三郎」

市民との協働事業 １事業
支援事業 ３事業
ロビーコンサート １事業
アウトリーチ事業 ３事業１４回
鑑賞事業 ２事業
ホール連携事業 １事業

②「J-FES 第10回城島音楽祭」

日時:令和5年8月27日(日)

場所:城島総合文化センター
インガットホール



③ロビーコンサート 「絵本とオカリナの音楽祭」

日時:令和5年9月16日(土)

場所:城島総合文化センター
インガットホールロビー



④アーティスト(新居由佳梨) によるピアノ授業

日時:令和5年10月17日(火)~
10月20日(金)

場所:久留米市西部地域小学校
5校



⑤新居由佳梨 ピアノリサイタル

日時:令和5年10月22日(日)

場所:城島総合文化センター
インガットホール



⑥こどもオペラ 「3匹のこぶた」

日時:令和5年11月18日(土)

場所:城島総合文化センター
インガットホール



⑨九州交響楽団 弦楽四重奏 In インガットホール

日時:令和6年1月21日(日)

場所:城島総合文化センター
インガットホール



⑩民謡にトライ

日時:令和6年1月15日(月)

1月29日(月)

1月31日(水)

場所:城島・三瀬地域小学校

5校



令和6年度 久留米市城島生涯学習センター主催事業

『社会教育団体・サークルの育成』						
日程	事業名	場所	趣旨	定員	対象	託児
4月（総会） 11月（文化祭） ほか	城島文化協会事業支援		総会・文化祭・視察などの支援により、城島地域文化事業の活性化を目指す			
	サークル支援		生涯学習センターで立ち上げを支援したサークルについての、施設使用料の減免（登録翌年度末まで）・広報協力・運営相談などにより、活動継続の支援を行う			
5月30日	①ガラスアート講座	研修室	安全に手軽にステンドグラス風に仕上げるガラスアートの手法で作品作りを体験し、日常的に使用して楽しむ。多様な作品作りの技術を得るためサークル化を目指す。	15名	一般	—
12月	②つまみ細工講座	研修室	正方形の小さな布地を折ってつまんで花や蝶などを形作る伝統芸を学び体験する。さらなる技術習得のため、サークル化を目指す。	16名	一般	—

『趣味・健康・教養講座』						
日程	事業名	場所	趣旨	定員	対象	託児
6月20日	③スマホ活用防災講座	研修室2	防災速報や天気予報など防災に役に立つアプリの活用を体験学習し、もしもの時の備えとなるようにする。	20名	一般	—
夏休み 8月18日	④親子学び講座 LED工作教室	イベントホール	地球温暖化の問題やその解決策、太陽光発電、LEDの光る仕組み、省エネなどについて親子で共に学び、ものづくりを楽しむことを目的として、夏休みの小学生と保護者を対象に、LEDライト工作を行う。	15組	親子	—
9月19日	⑤スマホ写真講座	研修室2	スマホできれいに写真を撮るテクニック、スマホの機能の使い方を学ぶ。	16名	一般	—
10月5日	⑥手回しろくろで陶芸体験	イベントホール	手回しろくろを使って本格的な器づくりを体験する。焼き上がった作品を日常生活で使ってみて楽しむ。	20名	一般 親子	—
11月	⑦城島の酒造りと発酵講座	イベントホール	城島の酒造りの工程を蔵元の当主からエピソードを交えながら学ぶ。また、酒の発酵の仕組みについて学び、日本酒をより深く知る。	20名	一般	—
1月	⑧水墨画・墨彩画講座	研修室	墨を線だけでなく面的な「ぼかし」で濃淡・明暗を表現する水墨画とそれに彩色した墨彩画を体験し、色紙などに仕上げる。	16名	一般	—
2月	⑨食と健康講座	イベントホール	「からだは食べたものからできている」をテーマに「食」への好奇心、探究心を育み、毎日の過ごし方を見直し、健やかに過ごすヒントを学ぶ。	25名	一般	—

令和6年度久留米市城島生涯学習センター主催事業

日々の暮らしに彩りを！
グラスアート講座



手軽にステンドグラス風に仕上げるグラスアート♡窓辺で光の
アートを楽しみましょう。

日 時： 令和6年5月30日(木) 13時30分～15時30分

場 所： 城島総合文化センター研修室2

講 師： 下川 恵子 氏

定 員： 15名【応募多数の場合は抽選】

材料費： 1,500円（スタンドは材料費に含まれません。）

持参品： 拡大鏡メガネ（または老眼鏡）

※細かい作業がありますので必要な方はお持ちください。

申込法： 住所・氏名・連絡先を電話・FAXで下記までご連絡
ください。

募集締切： 令和6年5月13日(月)17時まで

※締め切り後、抽選結果を全員にハガキでお知らせします。



お問い合わせ
申し込み先

久留米市城島生涯学習センター

（久留米市城島総合文化センター）

〒830-0211 久留米市城島町檜津1-1

電話：0942-62-2117 FAX：0942-62-4466

【電話による申込・問合せは 平日9時～17時】

令和6年度 ②つまみ細工講座（イメージ画）



令和6年度 久留米市城島生涯学習センター主催事業

スマホで始めよう！ 『災害の備え』講座

『備えあれば憂いなし』

もしもの時の情報収集に役立つアプリの操作を体験します。
実際にスマホを使っの講座です。
日ごろの備えとして、スマホでできる防災を！

講座内容

『防災速報』
『天気予報』
『必要な防災用品の調べ方』
『LINE』
防災/災害時の便利な使い方
『運行情報』等



日時：令和6年6月20日(木)

10時30分～12時00分

場所：城島総合文化センター 研修室2

講師：ソフトバンク株式会社

募集：20人

持参品：筆記用具（スマホは貸出機を使用して体験します。）

申込方法：住所・氏名・年齢・連絡先 を窓口・電話・FAXで 下記までご連絡ください。

募集締切：令和6年6月4日（火）17時まで

（応募者多数の場合は、締切り後抽選を行い結果を全員にはがきでお知らせします。）

お申し込み
問い合わせ先



久留米市城島生涯学習センター（久留米市城島総合文化センター）
〒830-0211 久留米市城島町檜津1-1
電話番号：0942-62-2117
FAX：0942-62-4466
（電話による申込・問合せは平日 9時～17時）

← 城島総合支所 文化スポーツ課のお知らせ(講座など)はこちらから

令和6年度 久留米市城島生涯学習センター主催事業

みんなが住む地球を守るため、できることはなに？
いっしょに学び、考えよう！電気のこと、エネルギーのこと

夏休み親子まなび講座
ランタン工作
LEDライトで光るランタン作り

★環境にやさしい太陽電池とLEDの仕組みを学びます★
♪夏休みの自由研究にもおすすめです♪

日時：令和6年8月18日（日）
10時00分～12時00分

場所：城島総合文化センター イベントホール

募集：小学生とその保護者 15組

材料費：1,400円（お釣りが出ないようお願いします）

持参品：筆記用具、持ち帰り用袋、ウエットティッシュ

申込方法：住所・氏名（お子様と保護者）・学年・連絡先 を
ご連絡ください。

- ・ 窓口・電話（平日9時～17時）
- ・ FAX・電子申請（24時間受付）

※ 電子申請をされる方はこちらから→



募集締切：令和6年7月24日（水）17時

（応募多数の場合は、締切り後抽選を行い、結果を全員にはがきでお知らせします。）

お申し込み
問い合わせ先



久留米市城島生涯学習センター（久留米市城島総合文化センター）
〒830-0211 久留米市城島町櫓津1-1
電話番号：0942-62-2117
FAX：0942-62-4466

← 城島総合支所文化スポーツ課のお知らせ（講座など）はこちらから

令和6年度 ⑥手回しろくろで陶芸体験
作成中パンフレット

大人も子供も楽しめる本格陶芸体験！

★手回しろくろ（玉練り）★



本格的な手回しろくろで茶碗やコップにチャレンジ！
作品裏には名前等も入れられます♪

★コース詳細★

◎料金 : 1,650円

◎対象年齢 : 小学3年生～大人

*低学年のお子様は保護者同伴
でご参加いただけます。

◎制作時間 : 約1時間半

◎納品時期 : 約1ヶ月後～



どんな形ができるかな！？



4色の中から好きな色が選べるよ！

令和6年度 ⑧水墨画・墨彩画講座（イメージ画）



令和6年度 城島総合文化センター事業計画

事業の目的	城島総合文化センターの特性を活かした事業を実施し、市民の文化芸術を振興することを目的とする。
-------	--

	期 日	事業名（内容）	会 場	備 考
①	5月19日（日）	≪市民との協働事業≫ 第41回ふるさとを唄おう 「筑後酒造り唄・そろばん踊り唄コンクール」	インガットホール	実施済み
②	7月14日（日）	≪ホール連携事業≫ キッズプログラム2023「こどものあそびば」	イベントホール	大雨により延期（日程調整中）
③	8月25日（日）	≪支援事業≫若手芸術家育成事業 J-FES 第11回城島音楽祭	インガットホール	
④	10月22日（火） ～10月25日（金）	≪アウトリーチ事業≫ アーティスト（酒井有彩）によるピアノ授業 久留米市西部地域小学校5校（8回）	（小学校） 城島、江上、青木、 西牟田、犬塚	
⑤	10月26日（土）	≪鑑賞事業≫ 酒井有彩ピアノリサイタル	インガットホール	
⑥	12月8日（日）	≪支援事業≫ ふくおか県芸術文化祭2024開催事業 創作劇「Princess Revolution」	インガットホール	
⑦	1月中旬	≪アウトリーチ事業≫ 民謡にトライ 城島・三猪地域小学校6校	（小学校） 城島、江上、青木、 三猪、西牟田、犬塚	
⑧	2月2日（日）	≪鑑賞事業≫ 九州交響楽団オーケストラ	インガットホール	
⑨	2月～3月	≪ロビーコンサート≫	インガットホールロビー	

市民との協働事業 1事業
 支援事業 2事業
 ロビーコンサート 1事業
 アウトリーチ事業 2事業 14回
 鑑賞事業 2事業
 ホール連携事業 1事業

令和6年度インガットホール活用事業 支援事業
「J-F E S 第11回 城島音楽祭」

- 1 **趣 旨** 久留米市及び近郊を拠点に活動する若手芸術家等に発表の機会を提供する。出演者は、ステージでの公演だけでなく、公演に係る準備・公演当日の運営にも参加し、自分達で作り上げる苦労や達成感を共有することで、人間としての成長への寄与を目指す。なお、これまでインガットホール活用実行委員会が主催し開催してきたが、令和3年度から（仮称）J-F E S実行委員会が主体・主催へと移行し、インガットホール活用実行委員会は事業共催として、自主・自立した事業展開を支援する。
- 2 **名 称** J-F E S 第11回 城島音楽祭
- 3 **主 催** J-F E S実行委員会
- 4 **共 催** インガットホール活用実行委員会
- 4 **後 援** 久留米市、久留米市教育委員会、城島文化協会、久留米南部商工会
- 5 **開催日時** 令和6年8月25日（日） 開演12時
- 6 **会 場** 久留米市城島総合文化センター インガットホール
- 7 **内 容** 音楽グループ等による音楽祭
出演は、久留米市及び近郊を拠点に活動しているアマチュア音楽団体等。出演者は運営側からのオファー。
- 8 **入 場 料** 全席自由 1,000円 当日500円増し
- 9 **入場券取扱** 城島総合文化センター、各出演者による直接販売
- 10 **広 報** チラシ、ポスター等を市関連施設、市内外各所に配布
久留米市ほかホームページに掲載
出演者によるSNSやチラシ配布等による広報
- 11 **問合せ先** 久留米市城島総合文化センター
TEL 0942-62-2110 Fax 0942-62-4466

THE "J" IN J-FES MEANS "J" IN JOJIMA



2024年8月25日 **SUN**

OPEN 11:30

START 12:00

久留米市城島総合文化センター
インガットホール

TICKET

チケット料金：一般（小学生～） 1,000円（当日券+500円）※小学生未満 無料

チケット取扱：城島総合文化センター事務所、J-FES実行委員会窓口、各出演者

主催：J-FES実行委員会 共催：インガットホール活用実行委員会 後援：久留米市・久留米市教育委員会・久留米南部商工会・城島文化協会

PERFORMERS



城島・明星中学校
吹奏楽部



琥珀



Pirates



Kizuki Dance Company

GUEST



小島よしき

GUEST



稲吉えりな

近見りりこ

GUEST



PiariMba



Studio Dance Dreamer



横山かおる



古賀 俊一



城島龍神太鼓

ADDRESS AND DIRECTIONS



CHECK IT

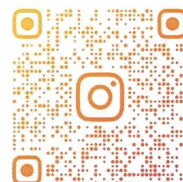
J-FESオフィシャルアカウント

最新情報はこちらでチェック！是非ご登録をお願いします！！



Homepage

お問い合わせ jfes.official@gmail.com



Instagram

令和6年度 インガットホール活用実行委員会 アウトリーチ事業・鑑賞事業
「酒井有彩ピアノリサイタル」

- 1 **趣 旨** (一財) 地域創造の支援を得て、平成30年度より公共ホール音楽活性化事業を実施しており、アウトリーチ事業とホールコンサートで構成。今年度はピアニスト酒井有彩さんを招き、10月22日(火)～25日(金)に城島地域内3小学校5年生、西牟田小学校及び犬塚小学校5年生を対象としたアウトリーチ事業を、10月26日(土)午後にインガットホールで本格的なコンサートを実施する。
アウトリーチ事業の出演アーティストがコンサートを実施することで、これまでクラシックなどの音楽に縁がなかった市民に対して音楽との触れる機会を提供し、文化芸術の魅力をより身近に感じ、豊かな心や感情を育む。
- 2 **主 催** インガットホール活用実行委員会
- 3 **後援等** 助成 : (一財) 地域創造
制作協力 : (一社) クラシック音楽事業協会
後援 : 久留米市、久留米市教育委員会、城島文化協会、久留米南部商工会
- 4 **日 時** **アウトリーチ** 令和6年10月22日(火)～25日(金) 8回
コンサート 令和6年10月26日(土) 開場 13:15 開演 14:00
- 5 **会 場** 久留米市城島総合文化センター インガットホール
- 6 **内 容** 酒井有彩さん(ピアニスト)によるクラシックコンサート
- 7 **入場料** 全席自由 一般 1,500円 高校生以下 1,000円 当日 200円増し
※未就学児入場不可、託児有(先着5名、要申込)
- 8 **入場券取扱** 城島総合文化センター、石橋文化センター、久留米シティプラザ
内情報サテライト、城島地域5校区コミュニティセンター、ローソン
- 9 **広 報** チラシ・ポスター等配布 : 市関連施設、市内各所、小中学校に配付
広報誌掲載 : 広報くるめ・フリーペーパー等
ホームページ掲載 : 久留米市・シティプラザホームページ等

酒井有彩ピアノリサイタル

『詩情溢れる幻想の世界』

久留米市城島総合文化センター
インガットホール

令和6年10月26日(土)

開場13:15

開演14:00

【曲目】

ドビュッシー：ベルガマスク組曲より
【月の光】

ラヴェル：水の戯れ

ショパン：エチュード 変イ長調 Op.25-1
【エオリアン・ハープ】

ショパン：スケルツォ 第3番 嬰ハ短調 Op.39

ショパン：バラード 第1番 ト短調 Op.23

他

全席自由

一般 1,500円

高校生以下 1,000円

当日200円増

※未就学児入場不可

先着5名無料託児有 (9/27(金)までに要申込)

先着4名車椅子席有 (要申込)

施設内にバリアフリートイレ有

【チケット発売について】

令和6年8月5日(月) 午前9時より

城島総合文化センター

江上校区まちづくり委員会

下田校区まちづくり振興会

城島校区まちづくり創造会議

青木校区まちづくり振興会

浮島校区コミュニティ振興会

令和6年8月6日(火) 午前10時より

久留米シティプラザ内情報サテライト

石橋文化センター

令和6年8月5日(月) 午前10時より

ローソンチケット (Lコード: 82793)

セブンチケット (web販売のみ、<http://7ticket.jp>)

文化庁新進芸術家在外研修員として渡欧。ベルリン芸術大学を最優秀で卒業。同大学国家演奏家コースを卒業、ドイツ国家演奏家資格を取得。幼少よりピティナ・ピアノコンペティション全国決勝大会、全日本学生音楽コンクールをはじめ、浜松国際ピアノアカデミーにてプロミシング・アーティスト賞、マルサラ市国際コンクール第2位、ブゾーニ国際コンクールファイナルスカラシップ、ジュネーブ国際コンクールセミファイナリスト、レオポルド・ベラン国際コンクール第1位など国内外にて多数入賞。

ポーランド国立放送響、リベイランプレート響、東響、群馬響、大フィル、大阪響、関西フィル、日本センチュリー響、兵庫PAC管、モディリアーニ弦楽四重奏団等と共演。また、飯森範親、大友直人、大山平一郎、クラウド・クルス、藤岡幸夫等の著名指揮者と共演している。2021年に大阪響（指揮：横山奏）とラフマニノフのピアノ協奏曲第2番を共演、「音楽の友」誌にて「優しさと厳しさが入り混じった世界を巧みに描き出した」と絶賛された。NHK Eテレ「クラシック音楽館」、テレビ朝日「題名のない音楽会」に出演。「家庭画報」誌等、メディアにも掲載される。

CHANEL Pygmalion Days アーティスト。Music Dialogue アーティスト。地域創造公共ホール音楽活性化事業登録アーティスト。2019年「ラヴェルピアノ協奏曲」（レコード芸術誌特選盤）で鮮烈なデビューを果たし、2023年にはソロアルバム「憧憬／Sehnsucht nach Leipzig」、2024年にはデュオアルバム「歌う旅路／Voyage lyrique à deux」をリリース。

www.arisasakai.com

Piano

酒井 有彩

Sakai Arisa



小学生に贈る“音楽とふれあいのひととき”

(昨年の様子)



この事業は、音楽を通して共に過ごすことから生まれる人と人のふれあいの時間を大切にする事で、音楽を身近に感じ、心と生活にゆとりを与え、地域の魅力や活力の向上に繋がることを目指して実施しています。

その実現に向けて、平成30年度から、コンサート開催前の数日間、出演アーティストが久留米市西エリア(旧城島町、旧三潴町、旧筑邦町)の小学校を訪問して交流を行っています。

今年度は、コンサート開催前の4日間、ピアニストの酒井有彩さんが小学校5校を訪問して、5年生を対象に音楽と人、人と人とのふれあいを共有する時間をお届けします。

実施予定校

・城島小学校・江上小学校・青木小学校・犬塚小学校・西牟田小学校

久留米市城島総合文化センター

インガットホール

TEL:0942-62-2110 FAX:0942-62-4466

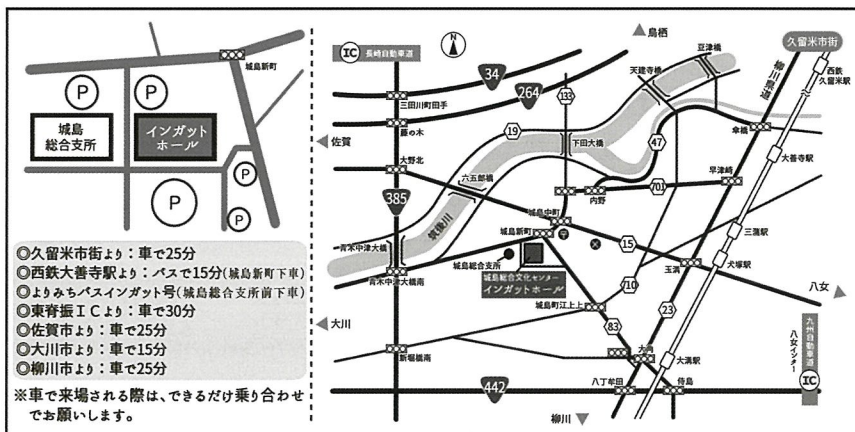
〒830-0211 福岡県久留米市城島町檜津1-1

主催：インガットホール活用実行委員会

助成：一般財団法人地域創造

制作協力：一般社団法人日本クラシック音楽事業協会

後援：久留米市、久留米市教育委員会、城島文化協会
久留米南部商工会



【お知らせ】

当総合文化センターのインガットホール（大ホール）は照明設備修繕のため、下記の期間は使用することができません。

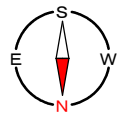
ご利用を予定されている皆様には、大変ご迷惑をお掛けいたしますが何卒ご理解とご協力をいただきますようお願いいたします。

記

令和7年2月25日（火）～令和7年3月28日（金）

久留米市城島総合文化センター

城島総合文化センター駐車場雨水貯留施設



この駐車場は大雨の時に敷地内に降った雨を一時的に溜めて、排水路へ少しずつ流すことで、浸水被害を減らす役割をします。

施設概要	
貯留量	400 m ³
貯留面積	2,200 m ²
最大水深	40 cm



大雨の時は水がたまるので
気をつけるっば！



注) 大雨の時は駐車場を閉鎖し水を溜めるため、一時的に使用できなくなります。

水が溜まっている時は、駐車場内に入らないでください。

駐車場利用者は施設管理者の指示に従い、車両の移動をお願いします。

○久留米市生涯学習センター条例

平成26年9月19日

久留米市条例第47号

目次

第1章 総則（第1条—第5条）

第2章 管理及び運営（第6条—第23条）

第3章 運営委員会（第24条）

第4章 雑則（第25条）

附則

第1章 総則

（目的及び設置）

第1条 市民が生涯にわたって学習する環境を整備し、生涯学習の振興及び普及を図るため、久留米市生涯学習センター（以下「生涯学習センター」という。）を設置する。

（名称及び位置）

第2条 生涯学習センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
久留米市生涯学習センター	久留米市諏訪野町1830番地6
久留米市野中生涯学習センター	久留米市野中町1075番地2
久留米市田主丸生涯学習センター	久留米市田主丸町田主丸770番地1
久留米市北野生涯学習センター	久留米市北野町中273番地1
久留米市城島生涯学習センター	久留米市城島町檜津1番地1
久留米市三潆生涯学習センター	久留米市三潆町玉満2949番地1

2 前項に掲げる施設のほか、次に掲げる施設を附帯施設として設置する。

名称	位置
金島ふれあい交流センター	久留米市北野町八重亀139番地
弓削コスモス館	久留米市北野町高良1706番地1
大城ますかげセンター	久留米市北野町大城83番地

（平30条例37・一部改正）

(職員)

第3条 生涯学習センター及び附帯施設（以下「生涯学習センター等」という。）に所長その他必要な職員を置くことができる。

(事業)

第4条 生涯学習センター等は、第1条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 生涯学習のための機会及び施設の提供に関すること。
- (2) 生涯学習のための情報の提供に関すること。
- (3) その他生涯学習の振興及び普及を図るために必要な事項に関すること。

(他の条例との関係)

第5条 生涯学習センターのうち、久留米市生涯学習センター、久留米市田主丸生涯学習センター及び久留米市城島生涯学習センターの管理及び運営については、第2章の規定にかかわらず、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、当該各号に定める規定を適用する。

- (1) 久留米市生涯学習センター 久留米市生涯学習センター、久留米市男女平等推進センター、久留米市人権啓発センター及び久留米市消費生活センター複合施設条例（平成12年久留米市条例第35号。以下「久留米市生涯学習センター等複合施設条例」という。）第6条、第9条から第17条まで及び第27条の規定
- (2) 久留米市田主丸生涯学習センター 久留米市田主丸複合文化施設条例（平成16年久留米市条例第107号）第6条から第16条までの規定
- (3) 久留米市城島生涯学習センター 久留米市城島総合文化センター条例（平成16年久留米市条例第101号）第5条から第17条までの規定

第2章 管理及び運営

(指定管理者による管理)

第6条 久留米市教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、久留米市野中生涯学習センターの管理を地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であつて教育委員会が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせる。

(平30条例37・追加)

(指定管理者が行う業務の範囲)

第7条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 第4条各号に規定する事業に関する業務
- (2) 久留米市野中生涯学習センターの使用に係る料金（以下「利用料金」という。）
の収受等に関する業務
- (3) 久留米市野中生涯学習センターの施設の維持管理に関する業務
- (4) その他教育委員会が定める業務

（平30条例37・追加）

（開館時間等）

第8条 久留米市野中生涯学習センターの開館時間は、次のとおりとする。ただし、指定管理者が特に必要と認めるときは、教育委員会の承認を得て、これを伸縮し、又は変更することができる。

- (1) 9時から21時まで。ただし、日曜日については、9時から17時までとする。
- (2) 宿泊については、16時から翌日10時まで。

2 久留米市野中生涯学習センターの休館日は、次のとおりとする。ただし、指定管理者が特に必要と認めるときは、教育委員会の承認を得て、これを変更することができる。

- (1) 第1月曜日及び第3月曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (3) 12月29日から翌年の1月3日までの日（前号に掲げる日を除く。）

（平30条例37・追加）

（入館の制限）

第9条 教育委員会又は指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、その管理を行う生涯学習センター等への入館を禁じ、又は退館を命ずることができる。

- (1) 公の秩序を乱し、又は善良の風俗を害するおそれがある者
- (2) 他人に危害を及ぼし、若しくは迷惑となる行為をし、又はこれらに該当する物品、動物等を携行する者
- (3) 許可を受けないで、物品販売、宣伝その他これらに類似する営利行為を行う者
- (4) 管理上必要な指示に従わない者

（平30条例37・旧第6条繰下・一部改正）

(許可)

第10条 生涯学習センター等の施設を使用しようとする者は、教育委員会の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、指定管理者が生涯学習センター等を管理している場合は、生涯学習センター等の施設を使用しようとする者は、指定管理者の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

3 教育委員会及び指定管理者は、第1項又は前項の許可をするに当たっては、管理上必要な条件を付することができる。

(平30条例37・旧第7条繰下・一部改正)

(許可の基準)

第11条 教育委員会及び指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、前条第1項又は第2項の許可をしないことができる。

- (1) 公の秩序又は善良の風俗に反するおそれがあるとき。
- (2) 施設又は附属設備等を破損し、汚損し、又は滅失するおそれがあるとき。
- (3) 営利を目的とするとき。
- (4) その他生涯学習センター等の管理運営上支障があると認めるとき。

(平30条例37・旧第8条繰下・一部改正)

(使用料)

第12条 第10条第1項の許可を受けた者は、別表第1から別表第3までに定める使用料を納付しなければならない。

2 冷暖房及び附属設備を使用するときは、市長が規則で定める使用料を納付しなければならない。

3 前2項の使用料は、前納しなければならない。ただし、市長が特に理由があると認めるときは、後納することができる。

(平30条例37・旧第9条繰下・一部改正)

(使用料の減免)

第13条 市長は、特に理由があると認めるときは、前条第1項及び第2項の使用料を減額し、又は免除することができる。

(平30条例37・旧第10条繰下)

(使用料の還付)

第14条 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長が特に理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(平30条例37・旧第11条繰下)

(利用料金)

第15条 第10条第2項の許可を受けた者は、指定管理者に利用料金を前払しなければならない。ただし、指定管理者が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

2 利用料金の額は、別表第4に定める額の範囲内において、あらかじめ市長の承認を得て、指定管理者が定めるものとする。

(平30条例37・追加)

(利用料金の収入)

第16条 市長は、指定管理者に利用料金を当該指定管理者の収入として収受させる。

(平30条例37・追加)

(利用料金の減免)

第17条 指定管理者は、あらかじめ市長が定める基準に従い、利用料金を減額し、又は免除することができる。

(平30条例37・追加)

(利用料金の返還)

第18条 既に支払われた利用料金は、返還しない。ただし、指定管理者は、あらかじめ市長が定める基準に従い、その全部又は一部を返還することができる。

(平30条例37・追加)

(特別設備等の許可)

第19条 第10条第1項又は第2項の許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、施設を使用するに当たり、特別の設備を施し、又は造作を加えようとするときは、あらかじめその施設を管理する教育委員会又は指定管理者の許可を受けなければならない。

(平30条例37・旧第12条繰下・一部改正)

(許可の取消し等)

第20条 教育委員会及び指定管理者は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、使用の許可を取り消し、又は使用を制限し、若しくは使用を停止することができる。

(1) この条例若しくはこの条例に基づく規則又は使用の許可に付した条件に違反したとき。

(2) 第11条各号のいずれかに該当する事由が生じたとき。

(3) 虚偽その他不正な手段により使用の許可を受けたとき。

(平30条例37・旧第13条繰下・一部改正)

(権利譲渡等の禁止)

第21条 使用者は、使用の権利を譲渡し、又は転貸することができない。

(平30条例37・旧第14条繰下)

(原状回復義務)

第22条 使用者は、施設の使用を終えたとき、又は第20条の規定による許可の取消し等をされたときは、直ちに施設を原状に回復しなければならない。

(平30条例37・旧第15条繰下・一部改正)

(損害賠償義務)

第23条 生涯学習センター等の入館者又は使用者が、自己の責めに帰すべき理由により、生涯学習センター等の建物又は附属設備等を破損し、汚損し、又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。

(平30条例37・旧第16条繰下)

第3章 運営委員会

(運営委員会の設置)

第24条 生涯学習センターの円滑な運営を図るため、久留米市生涯学習センター等複合施設条例第26条に掲げる久留米市生涯学習センター運営委員会のほか、次の表の左欄に掲げる生涯学習センターごとに、同表右欄に掲げる運営委員会を置く。

生涯学習センター	運営委員会
久留米市野中生涯学習センター	久留米市野中生涯学習センター運営委員会
久留米市田主丸生涯学習センター	久留米市田主丸生涯学習センター運営委員会

久留米市北野生涯学習センター	久留米市北野生涯学習センター運営委員会
久留米市城島生涯学習センター	久留米市城島生涯学習センター運営委員会
久留米市三潆生涯学習センター	久留米市三潆生涯学習センター運営委員会

2 前項の表の運営委員会の組織、運営及び所掌事務については、教育委員会が規則で定める。

(平 3 0 条例 3 7 ・旧第 1 7 条繰下・一部改正)

第 4 章 雑則

(委任)

第 2 5 条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会が規則で定める。

(平 3 0 条例 3 7 ・旧第 1 8 条繰下)

附 則 抄

(施行期日)

1 この条例は、平成 2 7 年 4 月 1 日から施行する。

(条例の廃止)

2 次に掲げる条例は、廃止する。

(1) 久留米市農村環境改善センター条例 (平成 1 6 年久留米市条例第 7 6 号)

(2) 久留米市公民館条例 (平成 1 6 年久留米市条例第 1 0 8 号)

(3) 久留米市北野コミュニティ施設条例 (平成 1 6 年久留米市条例第 1 0 9 号)

(経過措置)

3 この条例の施行日前に、久留米市農村環境改善センター条例、久留米市公民館条例、久留米市北野コミュニティ施設条例及び久留米市働く女性の家条例 (平成 1 6 年久留米市条例第 1 1 0 号) の規定 (久留米市働く女性の家条例については、久留米市北野働く女性の家に係る部分に限る。) によりなされた処分、手続、その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則 (平成 3 0 年 1 2 月 2 1 日条例第 3 7 号) 抄

(施行期日)

1 この条例は、平成 3 1 年 4 月 1 日から施行する。

(久留米市勤労青少年ホーム条例の廃止)

2 久留米市勤労青少年ホーム条例 (昭和 5 3 年久留米市条例第 2 0 号) は、廃止する。

附 則（令和元年 9 月 25 日条例第 5 号）抄
（施行期日）

1 この条例は、令和元年 10 月 1 日から施行する。

（久留米市生涯学習センター条例の一部改正に伴う経過措置）

26 この条例の施行の際現に第 28 条の規定による改正前の久留米市生涯学習センター条例の規定による許可を受けている者に係る使用料及び利用料金については、なお従前の例による。

別表第 1（第 12 条関係）

（平 30 条例 37・令元条例 5・一部改正）

久留米市北野生涯学習センター使用料

施設名			使用料（1 時間につき）
大ホール	ホールとして使用する 場合	客室	2，090円
		舞台	1，040円
		全面	3，140円
	体育館として使用する 場合	卓球	1面100円
		バドミントン	1面100円
		全面	520円
1 階和室			210円
中会議室	1	310円	
	2	210円	
	全面	410円	
2 階和室			310円
視聴覚室			310円
2 階小会議室			100円
別館軽運動室			210円
別館和室			210円
別館茶室			100円
別館講習室	第1	210円	
	第2	210円	

	全面	3 1 0 円
別館学童学習室		2 1 0 円
別館研修室		2 1 0 円
別館相談室		1 0 0 円
別館託児室		2 1 0 円
別館調理実習室		3 1 0 円

備考

- 1 1時間未満の端数がある場合の当該端数は、1時間とみなす。
- 2 入場料を徴収して使用する場合の使用料は、上の表の使用料に100分の200を乗じて得た額とする。
- 3 1階和室を大ホールとして併用する場合（大ホールをホールとして使用する場合に限る。）の1階和室の使用料は、無料とする。
- 4 上記の金額は、消費税等額を含む。

別表第2（第12条関係）

（平30条例37・令元条例5・一部改正）

久留米市三潆生涯学習センター使用料

施設名	使用料（1時間につき）
多目的集会室	1, 0 4 0 円
第1研修室	2 1 0 円
第2研修室	2 1 0 円
郷土資料室	2 1 0 円
実習室	2 1 0 円
生活改善室	2 1 0 円
視聴覚室	2 1 0 円
和室	2 1 0 円
集会室	4 1 0 円

備考

- 1 1時間未満の端数がある場合の当該端数は、1時間とみなす。
- 2 入場料を徴収して使用する場合の使用料は、上の表の使用料に100分の200

0 を乗じて得た額とする。

3 使用料には、消費税等額を含む。

別表第 3（第 12 条関係）

（平 30 条例 37・令元条例 5・一部改正）

久留米市生涯学習センター附帯施設使用料

施設名			使用料（1 時間につき）	備考
金島ふれあい交流センター	交流ホール	全面	3 1 0 円	
		1 / 3 面	1 0 0 円	
		2 / 3 面	2 1 0 円	
		舞台	1 0 0 円	
	控室		1 0 0 円	交流ホールの舞台を併用する場合は無料
弓削コスモス館	交流ホール	全面	3 1 0 円	
		1 / 3 面	1 0 0 円	
		2 / 3 面	2 1 0 円	
		舞台	1 0 0 円	
	控室		1 0 0 円	交流ホールの舞台を併用する場合は無料
大城ますかげセンター	交流ホール	全面	3 1 0 円	
		1 / 3 面	1 0 0 円	
		2 / 3 面	2 1 0 円	
		舞台	1 0 0 円	
	控室		1 0 0 円	交流ホールの舞台を併用する場合は無料

備考

1 1 時間未満の端数がある場合の当該端数は、1 時間とみなす。

2 上記の金額は、消費税等額を含む。

別表第 4（第 15 条関係）

（平 30 条例 37・追加、令元条例 5・一部改正）

久留米市野中生涯学習センター利用料金

施設名			単位	利用料金
軽運動室			1 時間につき	2 1 0 円
料理講習室			1 時間につき	1 0 0 円
講習室			1 時間につき	1 0 0 円
会議室			1 時間につき	1 0 0 円
音楽室			1 時間につき	1 5 0 円
和室			1 時間につき	1 5 0 円
宿泊室			1 人 1 泊（1 6 時から翌日 1 0 時まで）につき	1, 1 0 0 円
多目的室			1 時間につき	2 2 0 円
多 目 的 ホ ー ル	ホールとして 使用する場合	入場料を徴収 しない場合	1 時間につき	1, 6 4 0 円
		入場料を徴収 する場合	1 時間につき	3, 3 0 0 円
	体育館として 使用する場合	全面使用	9 時～1 3 時	1, 3 2 0 円
			1 3 時～1 7 時	1, 3 2 0 円
			1 7 時～2 1 時	1, 3 2 0 円
		半面使用	9 時～1 3 時	6 6 0 円
			1 3 時～1 7 時	6 6 0 円
			1 7 時～2 1 時	6 6 0 円
冷暖房及び器具利用料金			市長が規則で定める額	

備考

- 1 宿泊研修等の場合については、軽運動室及び料理講習室の利用料金は無料とする。
- 2 1 時間未満の端数がある場合の当該端数は、1 時間とみなす。
- 3 上記の金額は、消費税等額を含む。

○久留米市生涯学習センター運営委員会規則

平成13年5月11日

久留米市教育委員会規則第3号

(趣旨)

第1条 この規則は、久留米市生涯学習センター、久留米市男女平等推進センター、久留米市人権啓発センター及び久留米市消費生活センター複合施設条例(平成12年久留米市条例第35号)第26条第2項及び久留米市生涯学習センター条例(平成26年久留米市条例第47号)第24条第2項の規定に基づき、久留米市生涯学習センター運営委員会(以下「委員会」という。)に関し、必要な事項を定めるものとする。

(平27教規則2・平31教規則3・一部改正)

(所掌事務)

第2条 委員会は、久留米市生涯学習センター(久留米市生涯学習センター条例第2条第1項の表に掲げる施設をいい、以下「センター」という。)の円滑な運営を図るため、次に掲げる事項について審議するものとする。

- (1) センターの運営及び事業の企画実施に関する事項
- (2) センターの利用及び普及に関する事項
- (3) その他特に必要と認める事項

(平27教規則2・一部改正)

(定数)

第3条 委員会の委員の定数は、次のとおりとする。

委員会	定数
久留米市生涯学習センター運営委員会	20人以内
久留米市野中生涯学習センター運営委員会	15人以内
久留米市田主丸生涯学習センター運営委員会	15人以内
久留米市北野生涯学習センター運営委員会	15人以内
久留米市城島生涯学習センター運営委員会	15人以内
久留米市三潆生涯学習センター運営委員会	15人以内

(平27教規則2・全改、平31教規則3・一部改正)

(委員)

第4条 委員会の委員は、次に掲げる者のうちから久留米市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が任命又は委嘱する。

- (1) センターの利用者
 - (2) 社会教育の関係者
 - (3) 学校教育の関係者
 - (4) 学識経験者
 - (5) その他教育委員会が必要と認める者
- （委員の任期）

第5条 委員会の委員の任期は2年とし、再任は妨げない。

- 2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- （委員長及び副委員長）

第6条 委員会に委員長及び副委員長各1人を置き、委員の互選によってこれを定める。

- 2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第7条 委員会の会議は、委員長が招集し、会議の議長となる。

- 2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。

（補則）

第8条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

（平17教規則48・旧第9条繰上）

附 則

この規則は、平成13年5月12日から施行する。

附 則（平成17年3月28日教育委員会規則第48号附則第6項）抄

（施行期日）

- 1 この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成 27 年 3 月 10 日教育委員会規則第 2 号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

（久留米市城島総合文化センター運営委員会規則の廃止）

- 2 久留米市城島総合文化センター運営委員会規則（平成 17 年久留米市教育委員会規則第 33 号）は、廃止する。

附 則（平成 31 年 1 月 28 日教育委員会規則第 3 号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

（勤労青少年ホーム運営委員会規則の廃止）

- 2 勤労青少年ホーム運営委員会規則（昭和 63 年久留米市教育委員会規則第 7 号）は、廃止する。